

農事組合法人迹田原の設立と活動支援

■ 「農事組合法人迹田原（にげたばら）」 ■

(中讃農業改良普及センター 大西智司 山田浩三 藤井貞吉 柴田裕子 ○香西宏)

●対象の概要

迹田原地区は坂出市南東部の府中町にあり、城山と府中湖の間に位置している。平成22年の総農家数は28戸、うち専業農家1戸、第1種兼業農家3戸、第2種兼業農家24戸となっている。また、経営耕地面積は18.2ha、うち水田14.8haで水稲と麦が主要な作目である。

(2010年センサス)

本地区では平成10年頃から7戸の農業者により「迹田原営農組合」が組織され、農業機械の共同利用が行われていた。平成18年にJAの1支店1農場法人として(農)さぬき府中が設立された際、迹田原営農組合は機械の共同利用は維持しつつ、個人ごとに(農)さぬき府中の組合員として法人に参加していた。

●課題を取り上げた理由

坂出市では松山地区を中心に野菜を基幹品目とする法人による耕作条件のよい農地の利用集積が進んでいるが、中山間地域では農地の集積が進んでおらず、水田農業の担い手育成が課題となっていた。また、迹田原地区でも農業従事者の高齢化・後継者不足や耕作放棄地の拡大が懸念され、地区の農地を守る担い手の育成が急がれていた。

任意集団である迹田原営農組合が経営体として確立するためには栽培面積の拡大や大型機械の導入、作業体制の強化が課題であった。また、複式簿記や青色申告は行っていなかったため、より計画的な経営管理を行う必要があった。さらに農地機構等を通じた農地の貸し借りのため法人格の取得が求められていた。そこで関係機関が連携して、法人設立を支援することになった。

●普及活動の経過

- 1 集落営農法人の設立支援<28年度>
 - 1) 設立準備

法人の活動は平成28年播きの麦からスタートするという生産者の意向により、28年6月に坂出市及びJAの担当者を交えて、構成員や経営規模等を打ち合せた。地区内の中山間地域にも農地があり、高齢化や後継者不足による維持管理が問題となっているため、法人化により経営体質の強化と規模拡大に取り組むことを確認した。

2) 発起人会

9月23日に発起人会を開催し、設立総会に提出する議案書について打合せをし、出資金の払込日、事務所の設置、認定農業者に向けての取組みについても協議した。普及センターは、議案書や農業経営改善計画の策定を支援した。

2 水稲、麦の展示ほの設置<28、29年度>

法人では水稲とはだか麦を栽培しており、特に麦では湿害による生育不良と収量の低下が課題であった。そこで、麦播は前の排水対策として、スタブルカルチや明きよの効果を検討した。法人では逆転ロータリーを導入しており、これらの技術の組合せにより、高い収量を得られることが明らかになった。



スタブルカルチによるは種前排水対策

水稲については、一部のほ場でヒエ類等の雑草が多かったため、中期除草剤の試験を実施したところ、ヒエ類が多いほ場でも高い効果が認められ、改めて除草剤の効果的な利用を認識させることができた。

3 簿記と経営指導

法人の事業年度は11月1日から10月31日と決められたものの、生産者はパソコンによる簿記の経験がなかったため、普及センターの農業経営管理講座への参加を誘導した。また、パソコンの操作や基本的な知識を習得してもらうため、普及センターの経営担当者の指導のもと2か月に1回データ入力を支援した。

こうして法人の収支を整理し、29年12月上旬には無事決算を行うことができた。また、品目ごとの費用と収益を示すことにより、今後の経営改善に役立ててもらったこととした。



普及センターでの簿記の勉強会

●普及活動の成果

1 (農) 辻田原の設立

関係者と何回も話し合いを持ち、法人組織を立ち上げることが合意形成され、平成28年10月3日の設立総会の開催に至った。その後、法務局への届出や関係機関への申請など法人設立の手続きを完了した。

栽培面積は水稲3ha、麦5.2ha及びニンニクで、構成員は地区の農家を含めて12名でスタートすることとした。設立総会では、代表の正木氏から「当地区は中山間地区もありほ場条件が悪いが、正式な法人として地域の農業に貢献したい」と決意が示された。

2 高品質な麦、水稲の生産

平成29年産はだか麦は、雑草の多いほ場があったものの、1月以降の最高気温が高く降水量が少なく推移したため、生育は順調であった。生産量は約14.3t、単収256kgとやや収量は

少なかったが全て1等であった。また、ヒノヒカリは7～8月が高温でやや多照となり生育は順調であった。生産量は約13.3t、単収443kgでこちらも全て1等であった。

天候に恵まれたこともあったが、適期防除など指導に基づいて丁寧な共同作業に取り組んだ結果でもあった。

3 理事会の開催と各種研修会への参加

法人として事業を円滑に行うため、定期的に理事会(役員会)を開催した。これにより春作業や秋作業のスケジュールや役割分担が明確になり、順調に作業ができた。また、組合員はJAや普及センターの研修会に参加し、農薬の適正な使用や複式簿記記帳、農業共済への加入や農作業安全について研修するよう促した。

表-1 主な理事会、研修会の状況(平成29年)

	内容	備考
1月22日	理事会	
3月7日	講演会(丸亀市)	
5月9日	集落営農研修会(琴平町)	
6~12月	簿記研修会(普及センター)	5回
9月3日	理事会	
12月22日	通常総会	

4 ニンニクの導入

園芸品目としては、以前から個人でニンニク栽培が個人で行われていたが、平成29年からは法人経営を安定させるために共同で20aのニンニク栽培を導入した。

●今後の普及活動の課題

1 水稲、麦の規模拡大と安定生産

水稲、麦については、今後も計画的に規模拡大する予定であり、水稲は3.0haから3.5haに、麦は5.2haから5.6ha程度に拡大する計画である。引き続き収量と品質を確保するため、普及センターでは情報提供や巡回指導を行うこととしている。

2 経営指導

経営面では、平成29年はほぼ計画どおりの収益があり従事分量配当も支払うことができた。今後は機械導入に備えて農業経営基盤強化準備金の積立てを予定しているため、補助事業や簿記についても支援し、安定した収益が出せるように誘導していくことが必要である。